

市立小中学校を経由したチラシ等の周知に関する運用方針について

令和 8 年 1 1 月 1 日

山陽小野田市教育委員会事務局

本運用方針は、学校外部の団体等から市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）を経由して児童生徒及び保護者に周知されるチラシ等印刷物（以下「チラシ等」という。）について、配布の承認に関する取扱いを明確化するとともに、本市ホームページ内の「山陽小野田市 子ども・学校向けイベント・お知らせポータル」（以下「掲載ページ」という。）に掲載する基準及び手続を定め、学校を経由した印刷物配布の内容及び方法を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

1 学校を経由したチラシ等周知の可否基準

（1）周知可能なイベント・企画等事業

- ① 本市又は本市の機関が主催、共催等関与するもの
- ② 本市が後援等を行うもの
- ③ 国、県、他の地方公共団体その他これらに準ずる機関等が主催又は関与するもの
- ④ その他、小中学校の児童生徒及び保護者に対し周知することが適当であると担当課又は教育委員会事務局が認めるもの

（2）周知基準及び不承認事由

1 事業基準 （次のいずれかに該当すること）	(1) 教育、文化、スポーツその他児童生徒の健全な育成に資する分野の振興に寄与し、市内で開催される事業 (2) 市内の児童生徒又は保護者を対象とし、教育、文化、スポーツその他児童生徒の健全な育成に資する事業 (3) 本市の教育行政の推進に寄与すると認められる事業 (4) 前各号に掲げるもののほか、児童生徒又は保護者に周知することが適当と認められる事業 ※市外で開催される事業、オンラインで実施される事業その他基準への該当性が明確でない事業については、対象者、事業内容及び市内の児童生徒等にとっての必要性を踏まえて判断する。
2 不承認事由 （次のいずれかに該当する場合は承認しない）	(1) 法令の規定に違反し、又は違反するおそれがあるもの (2) 特定の政党若しくは政治団体への支持若しくは反対を目的とするもの、又は特定の宗教若しくは宗教団体への勧誘若しくは反対を目的とするもの (3) 特定の政治的活動又は宗教的活動への参加を主な目的とするもの

	<p>(4) 団体への加入、商品若しくはサービスの購入・利用又は特定の事業者への勧誘を主な目的とするもの</p> <p>(5) 営利を主な目的とするもの（民間の習い事、教室、塾、スポーツクラブ等の会員・生徒募集、有料体験会その他これらに準ずるものを含む。ただし、教育、文化、スポーツ等の振興に特に寄与すると認める場合を除く）</p> <p>(6) 科学的根拠が著しく乏しい情報を、確立した事実であるかのように表示するなど、児童生徒又は保護者に誤解を与えるおそれがあるもの</p> <p>(7) 本市の教育行政の方針に明らかに反するもの</p> <p>(8) 第三者の著作権、肖像権、プライバシーその他の権利又は利益を侵害、又は侵害するおそれがあるもの</p> <p>(9) 児童生徒の安全を損なうおそれがあるもの（十分な安全確保体制や責任体制が取られていない事業を含む）</p> <p>(10) 公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるもの</p> <p>(11) 掲載又は配布により、本市又は学校が当該事業を主催、後援、推奨又は保証しているとの誤解を生じさせるおそれがあり、表示の修正等によってもそのおそれを解消できないもの</p> <p>(12) 参加費等の事前徴収を行う事業であって、キャンセルポリシーや返金規定等の表示・対応が不明確なもの</p> <p>(13) その他学校を通じて周知することが本市の教育行政に対する市民の疑念に繋がるおそれのあるもの</p>
--	---

2 チラシ等の周知方法について

学校を経由したチラシ等の周知については、原則として本市ホームページ内「山陽小野田市 子ども・学校向けイベント・お知らせポータル」に掲載する形で行うこととする。

ただし、以下の場合においては、教育委員会事務局学校教育課又は学校長による判断のもと、紙媒体での配布を含む対応を行う。

- ① 児童生徒の安全確保や相談窓口の案内、申請手続等、本市として児童生徒又は保護者へ個別配布が必須であると教育委員会事務局学校教育課が認めるもの
- ② 国、県又は他の地方公共団体から紙媒体での配布依頼があり、教育委員会事務局学校教育課が必要と認めるもの
- ③ 進路指導や学校教育活動等、その内容に応じ各学校として紙媒体での配布や個別配布、教室配置等が有益であると学校長が認めるもの
- ④ 市内の複数校又は全校の児童生徒若しくは保護者を対象とする学校行事、学校のPTA活動、公民館等の地域活動その他、周知・配布することが適当と認められるもの

⑤ ウェブ掲載による情報提供が著しく困難な冊子等印刷物であり、教育上の必要性及び紙媒体での配布の必要性を教育委員会事務局学校教育課が特に認めるもの

⑥ その他、紙媒体での配布が必要であると教育委員会事務局学校教育課が認めるもの

※学校施設内への掲示用ポスター等や、児童生徒・保護者への配布を目的としない資料、学校長が自校又は自校区の児童生徒若しくは保護者のみを対象として直接取り扱う資料等は、本運用方針の対象外とする。

3 チラシ等周知の承認手続き

項目	(1) 本市の後援を受けた事業の場合	(2) 本市の後援を受けた事業以外の場合
申請・提出窓口	後援を承認した担当課の指導に従い、チラシ等の掲載用データと対象学校種別、掲載用問合せ先を、後援担当課へ提出する。提出を受けた後援担当課は、掲載ページに掲載する。	原則として、本市ホームページに設置する「学校経由印刷物等掲載申請フォーム」から申請し、掲載用データ等を提出して審査を受ける。(フォーム利用が困難な場合は学校教育課へ紙媒体の申請書を提出できる)
申請期限・審査	後援担当課の指導に従う。	<ul style="list-style-type: none">・申請者は、原則として掲載を希望する時期の15開庁日前までに申請するものとする。・補正依頼や照会から14日を経過しても不備の補正や連絡がない場合は、申請を取り下げたものとみなすことができる。
データ要件・公開作業	<ul style="list-style-type: none">・掲載用チラシデータは、10MB以内のPDFファイル1点にまとめる。・データファイルはプロパティの個人情報を削除し、ファイル名は「イベントタイトル(主催団体名)」等明確なものにする。・掲載ページへのデータ更新・	<ul style="list-style-type: none">・掲載用チラシデータは、10MB以内のPDFファイル1点にまとめる。・データファイルはプロパティの個人情報を削除し、ファイル名は「イベントタイトル(主催団体名)」等明確なものにする。・掲載ページへのデータ更新・

	公開作業は、原則として随時行う。	公開作業は、審査承認後、原則として毎週水曜日に一括して行う。
掲載期間	掲載期間は、イベント等の開催期間中（または申込期間終了日）までとし、期日がないものや1年を通じて開催するものは2か月間とする。	掲載期間はイベント等の開催期間中（または申込期限）までとし、期日がないものや1年を通じて開催するものは2か月間とする。掲載期間終了後も引き続き掲載を希望する場合は、申請者は改めて申請フォームから再申請を行うものとする。
紙媒体配布の手続・準備方法	<p>冊子等、紙媒体での配布が必要な場合は、後援担当課を通じて事前に申請し、学校教育課の承認を受ける。承認後、指定期日までに配布物を学校教育課へ持参する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布物は、学級別の児童生徒数（学級別の児童生徒数は別途示す。）に応じて用意し、学級別に小分け（学校での仕分け作業軽減のため学級ごとに小束化）した上で、封筒等に学校名、学級名および配布枚数を明示しておくこと。また、学級ごとに数部予備を用意すること。 ・承認を受けた旨を記した学校への紙配布依頼文書を添付しておくこと。 ・提出された配布物は、学校教育課から各学校へ庁内定期配送便等により送付する。 	<p>冊子等、紙媒体での配布が必要な場合は、掲載申請と併せてその理由を申請し、学校教育課の承認を得た上で、承認後指定期日までに配布物を学校教育課へ持参する。（仕分け・小束化・依頼文書添附等の要件は(1)④と同様）</p>

4 移行期間について

令和8年度及び令和9年度（令和10年3月31日まで）は、紙媒体による配布から掲載ページへの掲載に移行する期間とする。

この期間中は、既に紙媒体による配布の準備を進めている団体等からの配布申請を受け付ける。ただし、紙媒体での配布の可否及び方法は第2項に基づき判断する。

なお、令和10年4月1日以後は、第2項ただし書きに定める場合を除き、外部団体等からの紙媒体による配布申請は原則として受け付けない。

5 掲載の取り下げについて

- ① 自己都合等による掲載の取り下げを希望する場合は、掲載を行った審査担当課等へ速やかに申し出るものとする。
- ② 申出を受理した場合は、掲載ページから速やかにデータを削除する。

6 免責事項及びトラブルの対応について

教育委員会事務局、審査担当課等及び学校は、団体等から依頼され掲載又は配布したチラシ等の内容に責任を負わないことを前提として、次の対応をとる。

- ① 掲載内容や事業に関する問合せについて、教育委員会事務局及び学校では回答せず、申請者の連絡先を案内し、申請者が直接対応するものとする。
- ② 申請者の内容不備、不承認、審査の遅延、あるいは掲載停止・取下げ等に起因して申請者に生じた費用（チラシ等の印刷費、作成費用、広告費等）及び損害について、本市及び学校は一切の賠償責任を負わない。
- ③ 故意に重要な虚偽の申請をした場合や重大な問題を発生させた場合、速やかに掲載を取り下げるとともに、事情や違反程度に応じて一定期間（最長1年）当該申請者からの申請受付を停止する。

附則

- 1 この運用方針は、令和8年11月1日から施行する。
- 2 この運用方針に基づく申請フォームによる受付及び掲載ページへの掲載等の運用は、令和8年12月1日から開始する。
- 3 令和8年11月1日から令和8年12月31日までの間に受け付けた申請及び周知依頼については、なお従前の例による。